

# 住友生命の 外貨建 一時払個人年金保険

5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険(一時払い)(20)



指数連動プラン

商品概要書

## 商品のしくみと特徴

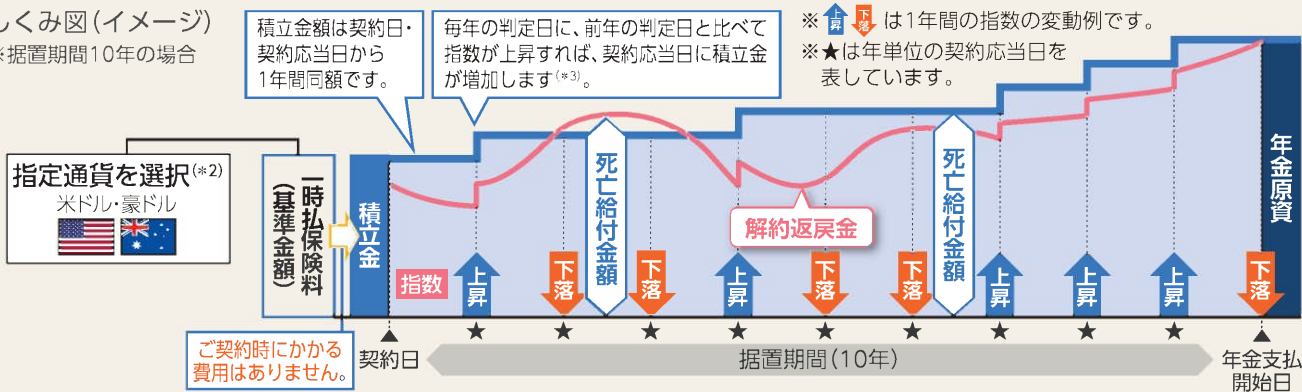
この保険は米ドル建または豪ドル建の外貨建商品です。ご契約時に選択いただく、ご契約に適用する通貨(米ドルまたは豪ドル)のことを「指定通貨」といい、「指定通貨建」とは、円建ではなく外貨建であることを意味します。

**指数の上昇率に応じて指定通貨(米ドルまたは豪ドル)建で資産を増やせるたのしみを持てます。**  
「たのしみグローバルII(指数連動プラン)」の積立金は、分散投資により運用リスクを軽減し、安定的な運用を目指す指数を用いて計算します(毎年の指数の上昇率に応じて契約応当日ごとに積立金が増加します)。

**指数が下落しても積立金は指定通貨(米ドルまたは豪ドル)建で減少しません。**  
指数が下落しても、大切な資産は守られます。

**前年までの指数の結果に関係なく、毎年の指数の上昇率に応じて積立金が増加しますので、毎年増やせるたのしみを持てます。**  
・据置期間中、判定日<sup>(※1)</sup>までの1年間で指数が上昇した場合、契約応当日に積立金が増加します。  
・指数の下落が続いた場合や、指数が大きく下落した場合でも、翌年の1年間で上昇すれば、その上昇率に応じて積立金は増加します。

しくみ図(イメージ)  
※据置期間10年の場合



※「たのしみグローバルII(指数連動プラン)」は指定通貨建の個人年金保険であり、為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。  
※解約返戻金額には市場価格調整および解約控除が適用されるため、一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。  
(※1)正式名称は「積増判定日」と呼称し、契約応当日の前日を指します。  
(※2)一時払保険料を指定通貨にかえて円貨または指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)でお払い込みいただけます。  
(※3)積立金の増加率は「1年間の『指数の上昇率』×連動率」となります(ただし、下限(0%)があります)。そのため、積立金の増加率は、指数の上昇率とは異なります。また、ご契約時に設定した連動率は据置期間満了まで変動しません。

## ご契約の諸基準

指定通貨	米ドル・豪ドル	年金種類	5年・10年・15年確定年金、年金総額保証付終身年金
契約年齢範囲 <sup>(※4)</sup>	据置期間5年	確定年金 0歳～90歳 年金総額保証付終身年金 35歳～90歳	最低払込金額 米ドル:10,000米ドル 豪ドル:10,000豪ドル 円貨:100万円
	据置期間10年	確定年金 0歳～85歳 年金総額保証付終身年金 30歳～85歳	最高一時払保険料 <sup>(※5)</sup> 15億円
払込金額の取扱単位	米ドル:1セント単位 豪ドル:1セント単位 円貨:1万円単位	保険料払込方法	一時払いのみ
		告知	なし(告知、医師による診査不要)
		主な付加できる特約等	目標到達時円建年金保険変更特約、円建年金保険変更制度、保険料円貨払込特約(一時払い)、保険料指定外通貨払込特約、ご家族登録サービス、保険契約者代理特約、被保険者代理特約、円貨支払制度

(※4)契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。  
(※5)最高一時払保険料の判定は、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートを用いて一時払保険料(基準金額)を円換算した金額(払込通貨が円貨の場合は円貨払込額)にて判定します。同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合等、記載の金額までご加入いただけない場合があります。

## 商品の概要

	お支払内容	お支払理由	お支払金額	受取人
保障内容	死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡されたとき	被保険者が死亡した日における積立金相当額、解約返戻金相当額のいずれか大きい金額	死亡給付金受取人
	年金	年金支払開始日に被保険者が生存されているとき	年金支払開始日の前日における積立金額に(積立金の増加率+1)を乗じた金額を年金原資として、年金支払開始日における計算基礎率(予定利率・予定死亡率等)により定まる年金額	年金受取人
●本商品は被保険者が高度障害状態になられたときの保険金のお支払いはありません。				
解約返戻金		あり	配当	あり(5年ごと利差配当)

**この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れることがあります。解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じるおそれがあります。**

■この保険のご検討にあたって特にご注意いただきたい事項

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

●契約後にかかる費用

- ・死亡保障や契約の締結・維持に必要な費用は、積立利率<sup>(\*)</sup>や連動率の計算にあたってあらかじめ差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。
- ・上記費用のほか、お客さまが間接的に負担する費用として、指数関連費用があります。指数関連費用は、指数の上昇率を計算する際に差し引かれる費用で、本費用を間接的に負担していることとなります。指数関連費用の内訳は次のとおりです。

	水準	概要
指数手数料	年率0.2%	指数の開発、組成、計算を行うための費用。その他指数を運営するうえで各種規制への対応およびモニタリング等にかかる費用が含まれます。
取引費用	*	指数の各投資対象資産に資産配分する際に必要となる費用。(実質的に有価証券等を売買することに伴う費用)

\*費用の発生前に水準を確定することが困難なため表示することができません。

(注)法令、規制方針の変更およびその他の理由により、各種費用の水準は将来変更することがあります。

(\*)積立利率とは、定率積立への移転を行った場合の移転後の積立金の計算などに適用する利率のことをいいます。ご契約時に適用する積立利率は金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。なお、積立利率の計算にあたっては、死亡保障やご契約の締結・維持に必要な費用を控除しています。

・解約や円建年金保険へ変更等する場合に解約返戻金額を計算する際は、基準金額に一定割合(契約日からの経過年数に応じた所定の控除率)を乗じた金額を差し引きます(解約控除)。

【所定の控除率】

据置期間	契約日からの経過年数									
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
5年	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%					
10年	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

※記載の数値は上限を表しており、実際の控除率をご契約時の積立利率によって異なります。

・年金支払期間中は、年金を管理するための費用として、年金額に対し年金支払開始日における住友生命の定める率を乗じた金額を、毎年、年金支払開始日の当日に差し引きます。(2022年4月時点の年率は1.0%です。今後変更することがあります。)

●通貨を換算する場合にかかる費用

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料(下表のTTMとの差額)が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

取扱い	住友生命所定の為替レート <sup>(*)</sup>
年金・死亡給付金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合	TTM <sup>(*)</sup> - 50銭
円建年金保険へ変更する場合	
一時払保険料を円貨で払い込む場合	TTM <sup>(*)</sup> + 50銭
配当金を指定通貨で受け取る場合	
一時払保険料を指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む場合	指定通貨のTTM <sup>(*)</sup> + 25銭 + 払込通貨のTTM <sup>(*)</sup> - 25銭

(\*)2)住友生命所定の為替レートは2022年4月現在のものです。今後変更することがあります。

(\*)3)TTM(対顧客電信売相場仲値)とは、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値になります。

・TTS(対顧客電信売相場):お客さまが円貨を外貨に交換(外貨を購入)するときに適用される一般的な為替レート

・TTB(対顧客電信買相場):お客さまが外貨を円貨に交換(外貨を売却)するときに適用される一般的な為替レート

なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規契約の取扱いができないことがあります。

●外貨のお取扱いにかかる費用

保険料を指定通貨または指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む際や、年金・死亡給付金・解約返戻金等を指定通貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

解約返戻金額が一時払保険料(基準金額)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により、解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します。また、市場価格調整および解約控除により、**解約返戻金額が一時払保険料(基準金額)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。

年金、死亡給付金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合、または円建年金保険へ変更する際に解約返戻金を円換算する場合には、年金支払開始時、請求時または変更時の為替レートを適用するため、**為替レートの変動の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。**

年金額は契約時には定まっていません。

積立金額は毎年の指数の上昇率に応じて計算される積立金の増加率に基づいて契約応当日ごとに増加しますので、契約時点では将来の積立金額は定まりません。また、将来受け取る年金額は年金支払開始日の前日における積立金額に(積立金の増加率+1)を乗じた金額を年金原資として、年金支払開始日の計算基礎率(予定死亡率等)により計算されます(定率積立への移転、円建年金保険への変更または年金支払開始日の繰下げを行った場合の積立金額および年金原資は異なる方法で計算します)。そのため、年金額は契約時には定まっていません。

■その他ご留意いただきたい事項

この保険にはクーリング・オフの適用があります。ご契約の申込日または「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または住友生命ホームページの専用フォームから、お申込みの撤回およびご契約の解除(以下、「クーリング・オフ」といいます。)をすることができます。クーリング・オフがあった場合、住友生命にお払い込みいただいた通貨で、払込金額と同額を払い戻します。そのため、お手持ちの円資金を金融機関等で指定通貨等に交換し申し込む場合で、**払い戻された指定通貨等を円貨に交換する場合は、為替レートにより損失が生じるおそれがあります。**

■住友生命が支払う販売代理店手数料について

住友生命は保険契約の締結の媒介や保険契約の維持管理業務等の対価として販売代理店に対し、払込金額に以下の手数料率を乗じた金額を支払います<sup>(\*)</sup>。この手数料は、住友生命が販売代理店に支払うものであり、契約締結前交付書面に記載の「お客さまにご負担いただく費用」に追加して別途お客さまにご負担いただくものではありません。

払込金額	据置期間5年		据置期間10年	
	初年度手数料率	継続手数料率(年率)	初年度手数料率	継続手数料率(年率)
30,000米ドル・30,000豪ドル・300万円未満	1.25%	0.25%	3.20%	0.25%
30,000米ドル・30,000豪ドル・300万円以上	1.50%	0.25%	4.30%	0.25%

(\*)継続手数料はご契約から2年目~最長5年目までの間、住友生命が販売代理店に支払うものです。一時払保険料に継続手数料率を乗じた金額となります。※記載の数値は上限を表しており、実際の代理店手数料率はご契約時の積立利率によって異なります。

[募集代理店]



〒930-8637

富山県富山市堤町通り1丁目2番26号

電話(076)423-7111

[引受保険会社]



本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35  
電話(06)6937-1435(大代表)

<ホームページ> <https://www.sumtomolife.co.jp>

住友生命

# プレミアジャーニー

積立利率変動型個人年金保険(21)(通貨指定型)

## 商品概要



### 大切な資産をまもりながら、ふえる期待がもてる年金保険です。

参照指数の上昇により  
ふえる期待が  
もてます

**ケース1** 積立利率保証期間の満了日の参照指数が基準日より上昇した場合、**指数連動移行原資額**の上乗せがあります

**ケース2** 積立利率保証期間の満了日の参照指数が基準日より上昇しなかった場合、上乗せはありません

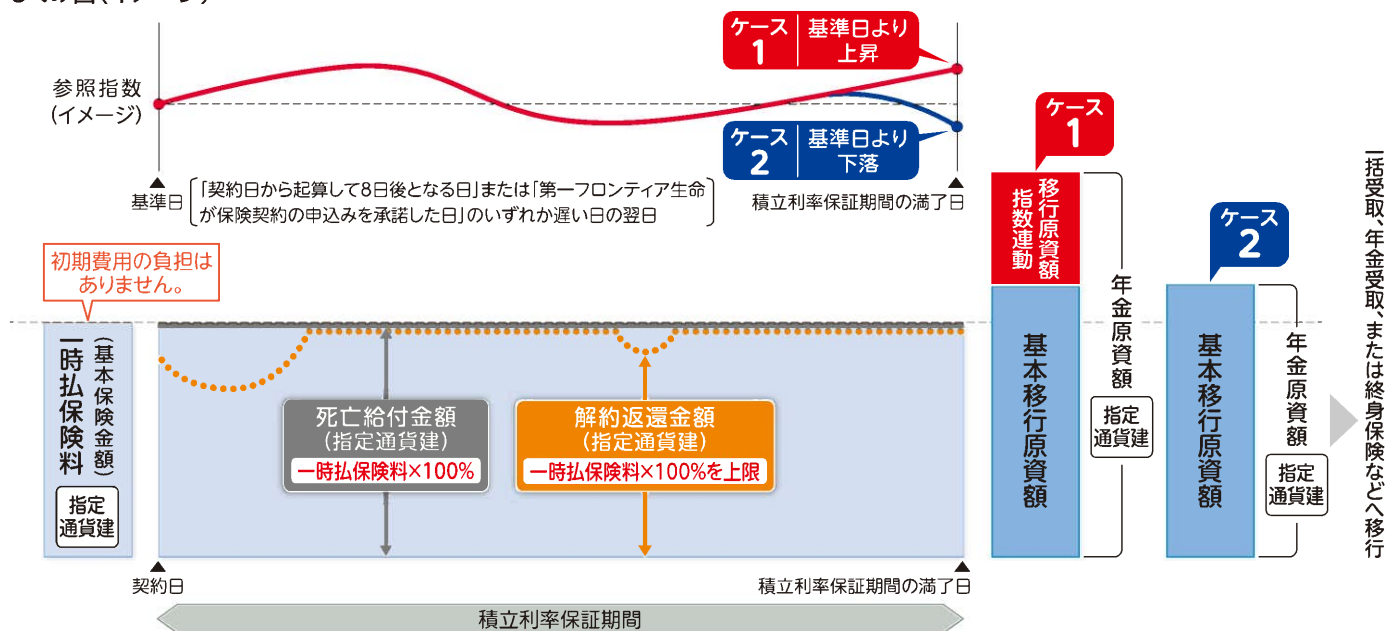
$$\text{上乗せ額} = \text{指数連動移行原資額} = \text{一時払保険料 (基本保険金額)} \times \text{参照指数の上昇率} \times \text{連動率 (米ドル建100\%・円建30\%)}$$

大切な資産を  
まもります

**基本移行原資額** は、ご契約時に確定し、一時払保険料(指定通貨建)以上となります

⚠️ 外貨建の場合、円建での保証はありません。

しくみ図(イメージ)



⚠️ 指数連動移行原資額は積立利率保証期間の満了日に確定するものであり、積立利率保証期間中の死亡給付金額や解約返還金額に参照指数の上昇による上乗せはありません。

\*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額、解約返還金額、年金原資額などを保証するものではありません。

\*現在の積立利率につきましては、募集代理店または第一フロンティア生命お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

<主なお取扱い>

指定通貨	🇺🇸 米ドル		🇯🇵 円
積立利率	毎月1日と16日の月2回設定(契約日の積立利率が積立利率保証期間の満了日まで適用されます)		
積立利率保証期間	10年	5年	10年
契約年齢(契約日における被保険者の満年齢)	0歳~80歳	0歳~85歳	0歳~80歳
基本保険金額 (一時払保険料もしくは払込金額)	最低	●指定通貨入金 10,000米ドル ●円貨入金 100万円 ●外貨入金 10,000豪ドル	
	最高	9億円相当額	
付加できる特約	保険料円貨入金特約、保険料外貨入金特約、円貨支払特約		—
	年金支払移行特約、死亡給付金等の年金払特約、保険契約者代理特約		

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

以下の記載において、指定通貨が外貨の場合のみ該当する箇所を  と表記しています。

<商品の概要>

主な支払事由	年金	年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。 ●確定年金：年金受取期間は、3年～7年(1年きざみ)、10年～40年(5年きざみ)から選択できます。 ●終身年金：死亡時保証金額付終身年金または10年保証期間付終身年金から選択できます。 ●一括受取：年金原資額を一括受取することができます。		
	死亡給付金	被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、死亡給付金を死亡給付金受取人にお支払いします。 なお、終身保険への移行後の金額は別途定めます。		
解約返還金	あり	配当金	なし	

**解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)**

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、解約または減額の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

** 為替リスクについて(損失が生じるおそれ)**

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

**費用について(この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります)**

**■積立利率保証期間中**

・積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用の率(=保険契約関係費率)をあらかじめ差し引いております。

また、参照指数の計算にあたって、戦略控除率(指数値に対し年率1.0%)および複製コスト※が控除されます。

※参照指数の各構成要素に対して実際の投資を行ったと仮定した場合に発生する取引費用に相当するコストです。事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。

\*戦略控除率は、参照指数に連動して上乗せされる割合(連動率)を実現するために必要なものとして、運用戦略において定めるものです。

\*複製コストの水準は、法令や規制の変更その他の理由により、将来変更されることがあります。

・積立利率保証期間中の解約返還金額は、つぎの費用を控除したうえで計算されます。 解約控除=基本保険金額×以下の解約控除率

指定通貨	米ドル						円					
積立利率保証期間	10年			5年			10年					
積立利率	1.40%以上	1.00%以上 1.40%未満	0.60%以上 1.00%未満	0.60%未満	1.15%以上	0.85%以上 1.15%未満	0.85%未満	0.65%以上	0.50%以上 0.65%未満	0.35%以上 0.50%未満	0.35%未満	
解約控除率	6.10% ～0.61%	5.90% ～0.59%	4.50% ～0.45%	2.60% ～0.26%	3.90% ～0.78%	3.40% ～0.68%	2.80% ～0.56%	3.00% ～0.30%	2.60% ～0.26%	2.00% ～0.20%	1.50% ～0.15%	

**■年金受取期間中**

保険契約関係費(年金管理費)…受取年金額に対して**0.4%**(円貨で年金を受け取る場合は**最大0.35%**)※


\*保険契約関係費(年金管理費)は2022年2月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、年金支払開始日以後は、年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」および「年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

※10年保証期間付終身年金の保証期間経過後の受取年金額および死亡時保証金額付終身年金の受取年金額(死亡時保証金額を含みます)に対しては**1.4%**(円貨の場合は**最大1.0%**)となります。

**■終身保険移行日以後**

「終身保険移行特約」を適用し終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、ご契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

\*上記の費用は、終身保険移行日の年齢・性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

**■ 通貨を換算する場合の費用**

「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」などの特約の為替レートは、為替手数料としてTTMとの差額(25銭～50銭)を加味したレートであり、その差額はお客様の負担となります(為替レートは、2022年2月現在の数値であり、将来変更することがあります)。

\*TTM(対顧客電信売買相場値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。




■ この他に外貨のお取扱いに必要な費用を負担していただくことがあります。

**この保険商品のご検討に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。**

ご検討、お申込みの際には、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

**募集代理店が受け取る販売手数料について**

販売手数料は、販売時のコンサルティングや契約後のアフターフォロー等の対価として、以下の支払率を乗じた金額が、引受保険会社から募集代理店に対して支払われます。

 米ドル建・積立利率保証期間 <b>10年</b>	 米ドル建・積立利率保証期間 <b>5年</b>	 円建・積立利率保証期間 <b>10年</b>
積立利率※1	積立利率※1	積立利率※1
1.60%以上	1.45%以上	0.80%以上
1.40%以上1.60%未満	1.15%以上1.45%未満	0.65%以上0.80%未満
1.20%以上1.40%未満	0.85%以上1.15%未満	0.50%以上0.65%未満
1.00%以上1.20%未満	0.65%以上0.85%未満	0.35%以上0.50%未満
0.80%以上1.00%未満	0.65%未満	0.35%未満
0.60%以上0.80%未満		
0.40%以上0.60%未満		
0.40%未満		

\*手数料率は4月、7月、10月、1月の各月1日に更新し、以降3ヵ月間適用されます。

※1 手数料率が更新される月の各月1日に設定される積立利率を指します。

※2 一時払保険料に対する手数料率です。※3 積立金額に対する手数料率(年率)です。

販売手数料は、お客さまにご負担いただく諸費用に追加して別途ご負担いただくものではありません。

[募集代理店]



[引受保険会社]

**第一フロンティア生命保険株式会社**

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1日比谷フォートタワー  
ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター  
フリーダイヤル

**0120-876-126**

営業時間 9:00～17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

Ⓞ B21F0527(2022.3.8) F7241-01 '22年3月作成



# 多様化するがん治療を安心サポート! 上皮内がんも含めた全てのがんを保障!

## 特徴 1 主契約

**抗がん剤治療・放射線治療・手術<sup>※1</sup>の  
3大治療をカバー!**

**自由診療**の抗がん剤治療は基本給付金額の**倍額**を保障。

※1 手術はⅡ型の場合。

※自由診療とは一般に公的医療保険制度対象外の治療のことをいいます。ここでは、この保険のお支払いの対象となる所定の自由診療(抗がん剤治療)を指します。

## 特徴 2 特約

**先進医療だけでなく、患者申出療養も技術料相当額を保障!  
(がんを含むすべての傷病が対象)**

先進医療・患者申出療養特約(21)

※お支払限度は通算2,000万円(先進医療・患者申出療養給付金と先進医療・患者申出療養一時給付金の通算)となります。

## 特徴 3 特約

**1年に1回<sup>※2</sup>を限度に、一時金を何度でも  
お受け取りいただけます。  
2回目以後は通院も対象!**

がん診断特約(21)

※2 1年型の場合。

### 仕組み図(主契約) \*主な保障内容およびお支払限度については裏面をご確認ください。

抗がん剤治療[抗がん剤治療給付金]	ホルモン剤による治療も含む	基本給付金額	Ⅰ型 Ⅱ型 一生保障
自由診療による抗がん剤治療[自由診療抗がん剤治療給付金]		基本給付金額×2倍	
がんによる放射線治療[がん放射線治療給付金]		基本給付金額	
がんによる手術[がん手術給付金]		基本給付金額	
がんによる骨髄移植術[がん骨髄移植給付金]		基本給付金額	

### 付加できる特約 \*ご契約時の年齢などにより、お申し込みいただけない場合があります。

先進医療・患者申出療養特約(21) がん先進医療特約 がん診断特約(21) がん通院治療特約  
がん入院特約(21) 女性がん手術特約 がん緩和ケア特約

一生保障

がん保険料払込免除特約

主契約の保険料払込期間満了まで



がんの保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。責任開始日から90日以内に診断確定されたがんはお支払いできません。  
がん責任開始日前にがんが診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているといないにかかわらず、ご契約は無効となります。

\*先進医療・患者申出療養特約(21)のがん以外の保障については、責任開始期から開始されます。

\*基本給付金額とは、主契約の抗がん剤治療給付金、自由診療抗がん剤治療給付金、がん放射線治療給付金、がん手術給付金、およびがん骨髄移植給付金のお支払金額の基準となる金額です。

\*同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。



この商品はメディケア生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります。**

■ がん治療保険(無解約返戻金型)

商品概要(主契約)		お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
I型	抗がん剤治療給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、支払対象薬剤による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき	抗がん剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、基本給付金額	通算限度なし (同一月に1回)	
	自由診療抗がん剤治療給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、支払対象薬剤による薬剤治療を受けられたとき。ただし、抗がん剤治療給付金のお支払理由に該当する場合は除きます。	自由診療抗がん剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、基本給付金額×2倍	通算24回 (同一月に1回)	
	がん放射線治療給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療を受けられたとき	基本給付金額	通算限度なし (60日に1回)	
II型	がん手術給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき	基本給付金額	通算限度なし	
	がん骨髄移植給付金	がん責任開始日以後に初めて診断確定されたがんにより、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術を受けられたとき	基本給付金額	通算限度なし	

\* 薬剤治療とは、医師による医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)のことをいいます。ただし、臓器移植に伴う抗体関連拒絶反応の抑制を目的とする医薬品の投与等、発病したがんの治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方を除きます。

主な取扱規程(主契約)	契約年齢	給付金額の範囲	
	0歳~75歳	基本給付金額:5万円から30万円(女性は20万円)の範囲内 (自由診療抗がん剤治療給付金:10万円から60万円(女性は40万円)の範囲内) *自由診療抗がん剤治療給付金は、基本給付金額の倍額給付	
	付加できる特約	払込期間	保険期間
あり(表参照)	終身、有期(55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで)	終身(更新なし)	

**配当金・満期保険金について**

■この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。また、満期保険金もありません。

**解約返戻金・死亡保険金について**

- 主契約については、保険料払込期間中の解約返戻金や死亡保険金はありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約または死亡されたときは、基本給付金額と同額の解約返戻金または死亡返戻金があります。
- 主契約に付加された特約は、保険期間を通じて解約返戻金や死亡保険金がありません。

**生命保険募集人について**

■メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む)は、お客さまとメディケア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。

商品内容の詳細および保険料などについては「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」などを必ずご覧ください。

〈募集代理店〉



〒930-8637  
富山県富山市堤町通り1丁目2番26号  
電話(076)423-7111

〈引受保険会社〉



住友生命グループ  
〒135-0033  
東京都江東区深川1-11-12  
(メディケア生命コールセンター)

0120-315056

https://www.medicarelife.com/

21105314(2021.10.24)

M37D0Z0K21-V1-0000000

2021年10月版



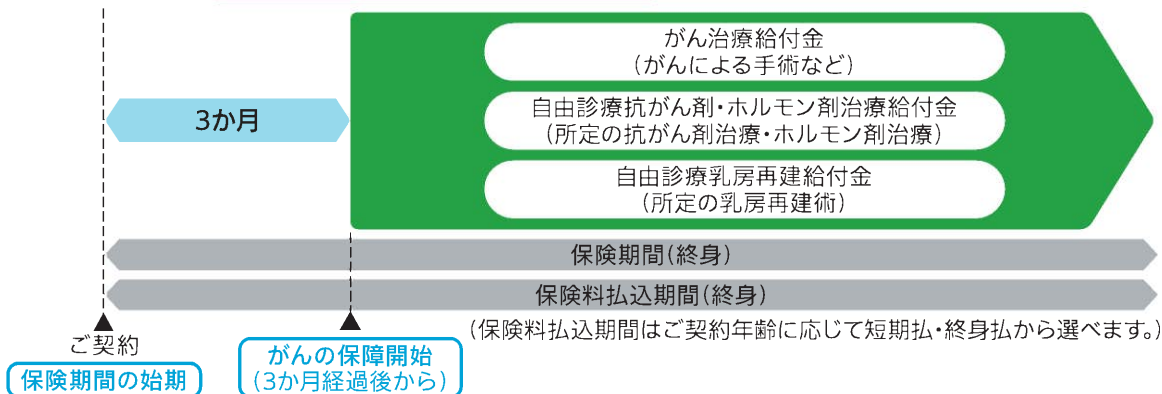
## 商品名称

### 終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(II型)

## 健康をサポートするがん保険 勇気のお守り

がん治療給付型 終身がん保険(C2)  
(がん治療給付型)(II型)

一生  
生涯  
保障



※がんの保障開始は、保険期間の始期の属する日から起算して3か月経過後となります。

※保険料払込期間が終身払以外の場合には、被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したときに、基準給付月額と同額を死亡給付金としてお支払いします。

## 商品の特徴

- 所定のがんの治療を受けた月ごとに給付金を受け取れます。
- 所定の自由診療によるがん治療および所定のがんゲノムプロファイリング検査を保障します。
- ご契約からがんの保障開始までの3か月間は保険料が発生しません(特約中途付加を除く)。
- たばこを過去1年間吸っていない方は割安な保険料でお申込みいただけます。

① がん診断給付金を受け取れるタイプ(がん診断給付型)もあります。

## 商品の概要

### 主な保障内容

#### がん治療給付金

がんの治療を目的として①手術②放射線治療③抗がん剤治療・ホルモン剤治療(がんゲノムプロファイリング検査を含む)④緩和療養 のいずれかの治療を受けたとき

お支払額 基準給付月額

▶ 通算お支払限度: 120か月限度(1か月に1回)

▶ ①②については、通算給付限度を超えてお支払いします(通算無制限)。

#### 自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金

①先進医療②患者申出療養③がんを適応症として厚生労働大臣に承認されているもの④欧米で承認されたもの のいずれかの抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたとき

お支払額 基準給付月額×2

▶ 通算お支払限度: 12か月限度(1か月に1回)

▶ がん治療給付金のお支払対象となる抗がん剤治療・ホルモン剤治療を除きます。

#### 自由診療乳房再建給付金

所定の乳房再建術を受けたとき

お支払額 基準給付月額と同額

▶ お支払限度: 一乳房につき1回限度

▶ がん治療給付金のお支払対象となる乳房再建術を除きます。

#### 死亡給付金

保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき

お支払額 基準給付月額と同額

▶ 保険料払込期間中または終身にわたって保険料をお払込みいただくご契約の場合、死亡給付金はありません。

保険期間

終身

解約返戻金

ありません(詳細は裏面をご覧ください。)

配当金

ありません

## 主な取扱規定

※ご契約条件によってお取扱いが異なる場合があります。

契約年齢範囲	6歳～80歳（保険料払込期間などにより異なります。）
基準給付月額の範囲	5万円～20万円（ご契約年齢などにより異なります。）
付加可能な特約	●がん保険料免除特約 ●がん診断給付特約 ●がん外来治療給付特約（がん診断給付特約を付加した場合のみ） ●がん入院特約 ●新がん先進医療特約* ●指定代理請求特約

\*被保険者が既に当社で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。

## 特記事項

### がんに対する保障について

- がんに対する保障の開始（責任開始日）は、保険期間の始期の属する日から起算して3か月経過後となります。
- 責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、保険契約は無効となります。

### 保険料について

- ご契約からがんの保障の開始までの3か月間は保険料が発生しません（特約中途付加を除く）。
- 本がん保険は、がんの保障開始以降に保険料が発生する仕組みです。そのため、ご契約からがんの保障の開始までの3か月間は保険料が発生しませんが、保険料を割り引いているものではありません。
- 第1回保険料の払込期間はお支払方法によって異なります。
- 年払・半年払の初回保険料は、保障のない3か月間分を差し引いた保険料（年払は9か月分、半年払は3か月分）を責任開始日前に払込むことが必要です。

### 保険料率について

- この保険は、被保険者が20歳以上の場合「非喫煙者保険料率」または「喫煙者保険料率」のいずれかの保険料率が適用されます。
- ご契約時に健康状態などが当社の定める基準を満たしたうえで、過去1年間に喫煙歴がない場合、「喫煙者保険料率」よりも割安の「非喫煙者保険料率」でお申込みいただくことが可能です。
- 20歳未満の被保険者については、「標準保険料率」が適用されます。

### 禁煙☆チャレンジ!制度について

喫煙者保険料率を適用したご契約は、ご契約後の所定の期間内に1年以上喫煙歴がないなど、当社の定める基準を満たしている場合、「喫煙者保険料率」から「非喫煙者保険料率」へ変更ができ、保険料率変更以降、将来の保険料が割安になります。

### 解約返戻金について

保険料払込期間中の解約返戻金はありませんが、保険料払込期間満了後は基準給付月額と同額の解約返戻金があります（保険料がすべて払い込まれていることを要します）。

※保険期間の全期間にわたって保険料をお払込みいただくご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※特約には、解約返戻金はありません。

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。
- お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
- この資料は、商品の概要明示資料であり、お支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。詳細につきましては、「パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご覧ください。
- 法人で加入をご検討される場合、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をご参照のうえ、税務の取扱い等について必ずご確認ください。



SOMPOひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル  
〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

〈募集代理店〉





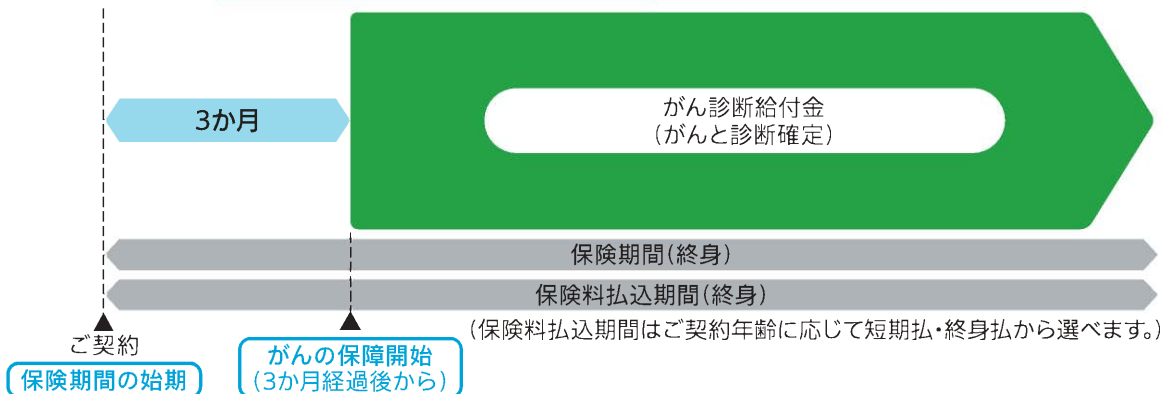
商品名称

## 終身がん保険(C3) (がん診断給付型)

### 健康をサポートするがん保険 勇気のお守り

がん診断給付型 終身がん保険(C3)  
(がん診断給付型)

一生涯保障



※がんの保障開始は、保険期間の始期の属する日から起算して3か月経過後となります。

※保険料払込期間が終身払以外の場合には、被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したときに、がん診断給付金額×10%を死亡給付金としてお支払いします。

### 商品の特徴

- がんと診断された場合に一時金としてがん診断給付金を受け取れます。また、再発や転移、継続治療(入院・外来治療)などを受けた場合でも同額を受け取れます。
- 特約を付加することで、がんに対するさまざまな治療を保障することができます。
- ご契約からがんの保障の開始までの3か月間は保険料が発生しません(特約中途付加を除く)。
- たばこを過去1年間吸っていない方は割安な保険料でお申込みいただけます。

① がん治療給付金を受け取れるタイプ(がん治療給付型)もあります。

### 商品の概要

主な保障内容	<b>がん診断給付金</b>	<p>[ 1回目 ] 初めてがんと医師により診断確定されたとき</p> <p>[ 2回目以降 ] 直前のお支払事由該当日から起算して1年を経過した後に、つぎのいずれかに該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•新たにがんと医師により診断確定されたとき</li> <li>•がん治療のために入院を開始または継続しているとき</li> <li>•がん治療のための外来治療を受けたとき</li> <li>•がん治療のための在宅医療による緩和療養を受けたとき</li> </ul>
	<p>お支払額 がん診断給付金額</p> <p>▶お支払限度:回数無制限(1年に1回限度)</p>	
	<b>死亡給付金</b>	保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき
	<p>お支払額 がん診断給付金額×10%</p> <p>▶保険料払込期間中または終身にわたって保険料をお支払いいただくご契約の場合、死亡給付金はありませぬ。</p>	
保険期間	終身	
解約返戻金	ありません(詳細は裏面をご覧ください。)	
配当金	ありません	

## 主な取扱規定

※ご契約条件によってお取扱いが異なる場合があります。

### 契約年齢範囲

6歳～80歳（保険料払込期間などにより異なります。）

### 給付金額の範囲

10万円～400万円（法令、ご契約年齢などにより異なります。）

### 付加可能な特約

- がん保険料免除特約
- 抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約
- がん入院特約
- 新がん先進医療特約\*
- がん外来治療給付特約
- 指定代理請求特約

\*被保険者が既に当社で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。

## 特記事項

### がんに対する保障について

- がんに対する保障の開始（責任開始日）は、保険期間の始期の属する日から起算して3か月経過後となります。
- 責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、保険契約は無効となります。

### 保険料について

- ご契約からがんの保障の開始までの3か月間は保険料が発生しません（特約中途付加を除く）。
- 本がん保険は、がんの保障開始以降に保険料が発生する仕組みです。そのため、ご契約からがんの保障の開始までの3か月間は保険料が発生しませんが、保険料を割り引いているものではありません。
- 第1回保険料の払込期間はお支払方法によって異なります。
- 年払・半年払の初回保険料は、保障のない3か月間分を差し引いた保険料（年払は9か月分、半年払は3か月分）を責任開始日前に払込むことが必要です。

### 保険料率について

- この保険は、被保険者が20歳以上の場合「非喫煙者保険料率」または「喫煙者保険料率」のいずれかの保険料率が適用されます。
- ご契約時に健康状態などが当社の定める基準を満たしたうえで、過去1年間に喫煙歴がない場合、「喫煙者保険料率」よりも割安の「非喫煙者保険料率」でお申込みいただくことが可能です。
- 20歳未満の被保険者については、「標準保険料率」が適用されます。

### 禁煙☆チャレンジ!制度について

喫煙者保険料率を適用したご契約は、ご契約後の所定の期間内に1年以上喫煙歴がないなど、当社の定める基準を満たしている場合、「喫煙者保険料率」から「非喫煙者保険料率」へ変更ができ、保険料率変更以降、将来の保険料が割安になります。

### 解約返戻金について

保険料払込期間中の解約返戻金はありませんが、保険料払込期間満了後はがん診断給付金額に10%を乗じた額の解約返戻金があります（保険料がすべて払い込まれていることを要します）。

※保険期間の全期間にわたって保険料をお払いいただきご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※特約には、解約返戻金はありません。

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。
- お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
- この資料は、商品の概要明示資料であり、お支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。詳細につきましては、「パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご覧ください。
- 法人で加入をご検討される場合、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をご参照のうえ、税務の取扱い等について必ずご確認ください。



SOMPOひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル  
〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

〈募集代理店〉